

教職員等による児童生徒等への性暴力等防止マニュアル

令和5年10月

島本町教育委員会

目次

はじめに	
第1 性暴力とは	1
第2 性暴力等を防止するための取組	1
(1) 教職員等に対する啓発	1
(2) 児童生徒等に対する啓発	2
(3) 性暴力等を防止する環境づくり	3
第3 性暴力等の早期発見のための取組	3
(1) 早期発見するための相談体制	4
(2) 学校内での情報共有体制の構築	5
第4 性暴力等が発生した場合の対応	6
(1) 初期対応	6
(2) 保護者への対応	8
(3) 加害行為が疑われる教職員等への対応	8
(4) 中長期的対応	9
第5 学校における具体的な未然防止・早期発見の取組例	10
(1) 定期的なアンケートの実施	10
(2) 教育相談窓口の設置	10
資料1 ハラスメントに係るアンケート	12
資料2 様式1 「ハラスメント事象報告書」	13

はじめに

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教職員等が、児童生徒等に対し、「魂の殺人」とも呼ばれる性暴力等を行うことは、言語道断であり、絶対に許されない人権侵害行為です。しかし、児童生徒等への性暴力等にあたる行為により、懲戒免職処分を受ける教職員等は後を絶ちません。なかには、教師という権威と信用を悪用し、閉鎖的・支配的な空間において、児童生徒等が自身の被害に気づかないように性暴力に至ったケースなど、犯罪として悪質な事件も見受けられ、事態は極めて深刻な状況にあります。

性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に生涯にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。改めて学校における未然防止策の確立やその徹底、早期発見の手立てと被害者に寄り添った初期対応が求められています。

実際には、児童生徒等が心身ともに健やかに成長していくことを願い、日々、児童生徒等に寄り添いながら教育活動に取り組んでいる教職員等が大多数です。一部の教職員等による加害行為により、それらの教職員等の社会的な尊厳が毀損されることは、あってはならないことであり、そうした事態にならないようにするためにも、すべての教職員等が当事者意識をもち、児童生徒に恥じることのない大人であるべく襟を正し「性暴力（人権侵害）は絶対に許さない」という学校づくりをすすめていかなければなりません。

学校が、児童生徒等にとって、より安心・安全な学びの場となるように、このマニュアルをすべての教職員で共有し、児童生徒への性暴力等の根絶を図っていきます。

第1 性暴力とは

「性暴力」とは、性別を問わず、相手がだれでも、どんな状況でも、本人が望まない性的行為すべてを指します。

例えば…

- ・着替えやトイレをのぞかれる
- ・卑猥なことばを言われる
- ・わいせつな写真を見せられる、撮られる、自撮りを要求される
- ・性的な内容のメール等を送る
- ・SNS上に性的な中傷を書かれたり、プライベートゾーンの写真や動画をアップされたりする
- ・衣服の上から又は直接、からだをさわられる、さわらせる
- ・わいせつな行為をする、させる など

これらの性暴力等については、法律でも定義されており、児童生徒等の同意や脅迫の有無を問いません。また、令和5年7月13日から施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律によって、わいせつな行為をした相手が13歳未満の子どもである場合、又は、相手が13歳以上16歳未満の子どもで、行為者が5歳以上年長である場合、罪が成立します。

第2 性暴力等を防止するための取組

(1) 教職員等に対する啓発

教職員等は、常に多くの児童生徒等と接しています。常に「誰かに見られている」という意識をもち、セルフチェックリストで自分の行動を振り返ってみましょう。

【セルフチェックリスト】

- 親しみや励ましを目的とした言動であっても、児童・生徒、同僚教職員を不快にさせる場合（特に身体的接触や性に関わる発言）があることを認識していますか。
- セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手が不快だと思うかどうかによるものであることを認識していますか。

- 教職員と児童・生徒という関係において、仮にその児童・生徒が好意を伝えてきたとしても、恋愛関係になることは決して許されないことを認識していますか。
- 指導やスキンシップ、マッサージなどと称して、児童・生徒の体に触ったり、触らせたりしていませんか。
- 私的に児童・生徒と電話やメールをしていませんか。また、自家用車に乗せたりしていませんか。
- 障害のある児童・生徒に対し、児童・生徒が不快に感じるような適切な介助、指導方法を身につけていますか。
- 指導等を行う場合は、密室となるような場所で行わないようにしていますか。やむを得ず行う場合は、複数の教員で行うようにしていますか。
- 同僚教職員を執拗に酒席などに誘っていませんか。酒席などで卑わいな内容の話をすることはありますか。

また、過去の児童生徒性暴力等による懲戒処分が行われた事案において、教職員と児童生徒等との間で、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やメールを用いた私的なやりとりが行われていた事案がありました。

このような、教職員と児童生徒等との、SNSやメール等による私的なやりとりは禁止します。業務上やむを得ずメール等の使用が必要となる場合には、管理職や保護者等の許可を得て利用目的を明確にして行います。

【遵守事項】

- ・管理職の許可なく、児童生徒等、保護者とのSNSやメール等のやりとりをしないこと
- ・児童生徒等、保護者との連絡は、緊急の場合を除き、個人所有のスマートフォン等を使用しないこと
- ・業務上やむを得ずメール等を使用する場合は、管理職にメッセージ内容を開示すること

(2) 児童生徒等に対する啓発

学校では、性暴力等の根絶に向けて、児童生徒等が性暴力等の加害者・被害者・傍観者にならないように、生命（いのち）を大切に考える考え方や、一人ひとりを

尊重する態度等、発達の段階に応じた安全教育を行っていきます。

また、児童生徒等へのわいせつ行為のきっかけとなり得る、教職員等とのSNSやメール等の私的なやりとりについて、禁止します。やむを得ず必要となる場合については、保護者の許可を得て、利用目的を明確にした上で行うこととします。

(3) 性暴力等を防止する環境づくり

同性異性を問わず、教職員等が密室（室内から施錠されている、窓への張り紙やカーテン等により室内が確認できない状態等）で、児童生徒等に対して1対1での個別指導を行うことを禁止します。原則、個別での対応が必要な場合は、複数人で対応するなど、1対1での密室状態を回避します。

ただし、やむを得ず個別対応が必要な場合は、事前に管理職に、対象児童生徒等・理由・場所及び時間を伝え、管理職の把握のもとで対応します。

第3 性暴力等の早期発見のための取組

児童生徒等への性暴力等が発生した場合、被害者を一刻も早く保護するために、まずは早期発見の体制を整える必要があります。そのためには、日頃から以下のポイントを大切にし、被害発生後の支援に迅速につなげていきます。

① 性暴力は見えにくい

→普段から密室となる場所での指導等は行わないように心がけましょう。

[性暴力等の被害が見えにくい理由]

- ・打ち明けにくい
- ・何が起きているかわからない
- ・恥ずかしい
- ・話したら怒られる
- ・性的いじめは性暴力であると認識が低い
- ・「男性から女性に対してのみ起こる」との思い込みがある
(男子児童生徒や同性間の被害は見えにくい)
- ・目撃者がいない

② 気づきが大切

→ 普段の発達指示的生徒指導を充実させましょう。

- ・ 情緒が不安定
- ・ 不登校
- ・ 成績が下がった
- ・ 問題行動が見られる（性的問題行動、反抗的行為など）

③ 日頃の信頼関係が大切

- ・ 困った時に、安心してすぐに相談できる相談者・窓口を作っておく

(1) 早期発見するための相談体制

性暴力等の被害にあった児童生徒等の多くは、誰にも相談できずにいることが多いため、できるだけ早く誰かに助けを求めることができるような相談体制を構築する必要があります。

そのために、学校内で校内相談員を選任し、相談窓口を設置して、児童生徒等及び保護者等からの性暴力等に関する相談を受け付ける支援体制を整備し、児童生徒等及び保護者等に対して周知します。

また、各関係機関の相談窓口について、校内に掲示するとともに、児童生徒等及び保護者等に配布し、周知を徹底します。

■ 高槻警察署 ☎ 072-672-1234

■ 性犯罪被害 110 番（大阪府警） ☎ 0120-548-110 もしくは ☎ # 8103

■ 性暴力救援センター・大阪 SACHICO ☎ 072-330-0799 24 時間 365 日受付

■ 性暴力被害ワンストップ支援センター ☎ # 8891 24 時間 365 日受付

■ 大阪府教育センター（すこやか教育相談）月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:30～17:30

子どもからの相談 ☎ 06-6607-7361 sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp （24 時間受付）

保護者からの相談 ☎ 06-6607-7362 sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp （24 時間受付）

教職員からの相談 ☎ 06-6607-7363 sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp （24 時間受付）

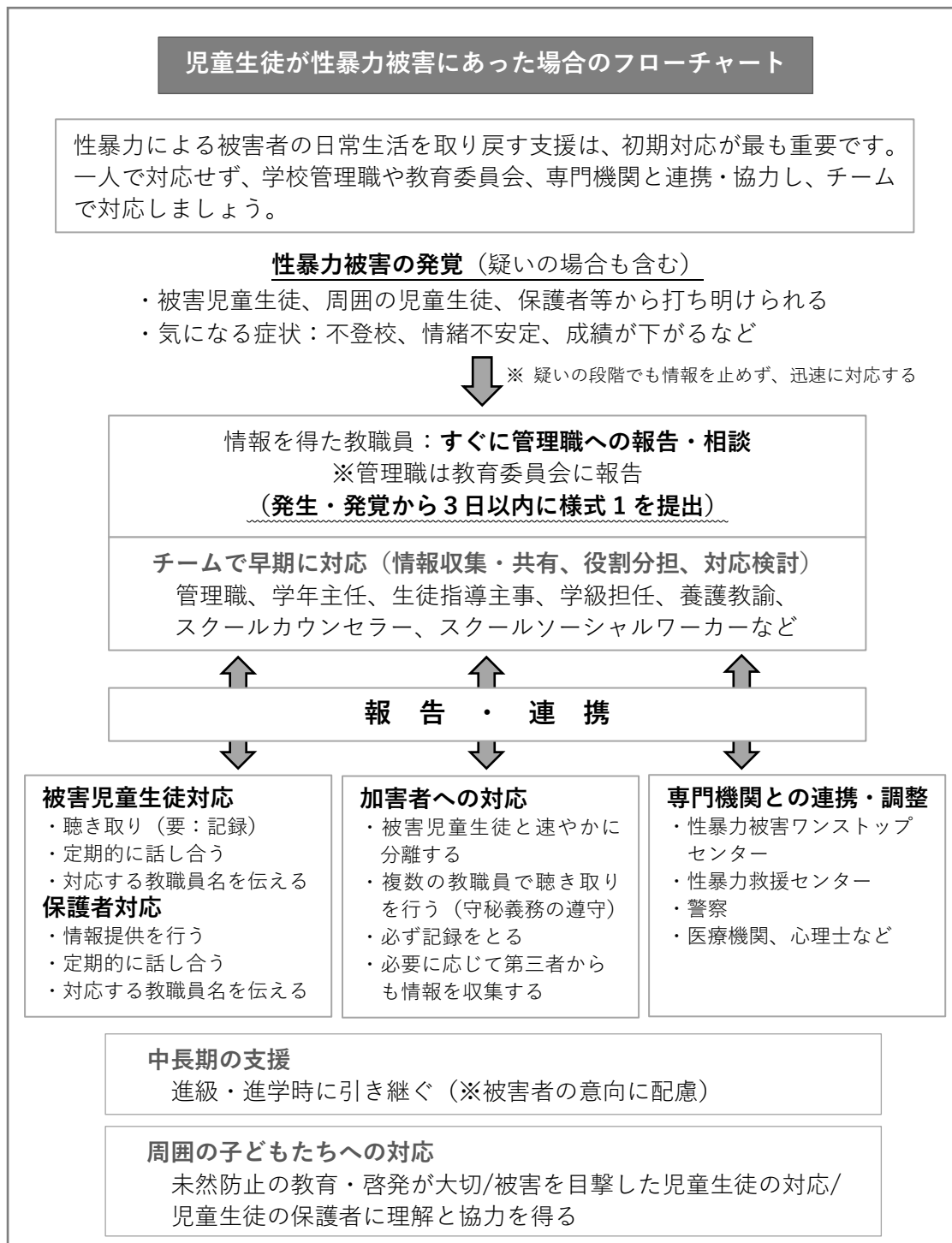
■ 大阪府 LINE 相談 毎週日・月・火・水・木曜日 19:00～22:00（受付は 21:30 まで）

※QR コード→



(2) 学校内での情報共有体制の構築

児童生徒等への性暴力等に関する相談や事案が発生した場合には、複数の視点で多角的に事案を検討する必要があります。そのために、まず学校内において、児童生徒等からの相談等による疑いが生じた時点で、必ず管理職に情報が共有できるよう、情報共有体制を構築します。



第4 性暴力等が発生した場合の対応

性暴力等が発生した場合、多岐にわたる対応を求められます。その対応について、役割分担を明確にし、被害児童生徒の安全確保及びその支援を第一に考え、学校や教育委員会、専門機関が連携し、迅速な対応をしていきます。

(1) 初期対応

① 情報共有

教職員は、児童生徒等や保護者からの相談や相談機関等の第三者からの通報等により被害の情報が入った場合、事実関係が確定してから対応するのではなく、「疑いの段階」でも、各教職員で情報を止めることなく、すぐに管理職に報告します。管理職は、サービス事故に対応する教職員間で情報を共有します。また、事案の発生・発覚から3日以内に様式1の「ハラスメント事象報告書」を教育委員会に提出します。

② 被害児童生徒等の安全確保

管理職は、被害児童生徒等の安全確保と心理的な圧迫回避のため、加害行為が疑われる教職員等と被害児童生徒等を速やかに分離します。その方法として、被害児童生徒等を通常的环境から遠ざけるのではなく、加害行為が疑われる教職員等を被害児童生徒等と接触しない環境に置きます。

③ チームで早期に対応

必ず複数の教職員（管理職、学年主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭等）やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでチームを作り、役割を決めます。

- ・チームの教職員のみで詳しい情報を共有する（守秘義務の遵守）
- ・被害児童生徒等と信頼があり、安心できる教職員を担当にし、孤立感を抱かせないようにする
- ・専門機関への連携担当教職員を決める
- ・保護者対応の担当者を決める。保護者との面談も、複数での対応を基本とする
- ・加害行為が疑われる教職員等が学校内にいる場合は、加害等の担当教職員を決める。同じ教職員が被害者・加害者双方の担当をしない

④ 被害児童生徒等への初期の聴き取り

管理職は、関係者（児童生徒等・教職員等・関係者）に対し、聴き取りを行います。被害児童生徒等への聴き取りの際は、安全確保のため、加害行為が疑われる教職員とは分離した上で行います。また、他の人に聞かれず、話が中断されることのない、落ち着いた場所で行います。

聴き取りの際には、誘導的な質問を行わないこと、強制・強要的な質問を行わないことに注意します。

【被害児童生徒等への聴き取りポイント】

- 1 安心できる場所で聴く
- 2 本人の意思を傾聴し尊重する
- 3 感情的にならず、余談・偏見を持たずに客観的に事実を確認する
(例：男子は被害に遭わない、一人で歩いているから被害に遭うなど)
- 4 「何かあった?」「どうしたの?」「～について話して」などと尋ね、答えが Yes No にならないように、自発的に自由に話してもらう
- 5 「誰が」「身体の中のどの部分に」「何をした」程度の情報が得られたら、管理職に報告する
- 6 被害内容を否定しない
(例：「～だったんじゃないの?」「本当なの?」など)
- 7 聴き取りする者が想定していることを、先に答えを出す形で質問しない
(例：「～に…されたの?」「～ということがあったの?」など)
- 8 特定の答えを認めさせようとししない
(例：「～なんでしょ」「～だよね」「そうなんでしょ」など)
- 9 「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避ける
(例：「どういうことがあって、そこに行くことになったの?」と言い換える)
- 10 「これが最後の質問だよ」「これが終わったら帰れるからね」「あと〇つ答えてくれたらおしまいにするね」など、特定の応答内容を暗示・強制したり、応答（肯定・否定）の傾向性を示す、短く済む方を選ばせるなど、応答の公平性をゆがめない
- 11 伝えたことを労うのは、聴き取りの最後にする
- 12 聴き取り後、一人の時間を作らないようにする（その後は孤立させない）
- 13 PTSD（トラウマ反応）を理解する（早期より専門家への相談が必要）

【被害児童生徒等以外への聴き取りポイント】

- 1 いつ、どのような場面で知ったかを聴く
- 2 被害児童生徒等が教職員に被害内容を伝えることを了承しているか確認する
- 3 他で話したり、メールや SNS 等で拡散したりしないように伝える（被害児童生徒等の二次被害を防ぐ）※二次被害…被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によって、更に傷つけられる状態のこと

【聴き取り後に伝えること（共通事項）】

- 1 困ったときに相談できる教職員名を伝える
- 2 話してくれたことを労い、被害児童生徒等を守るために、信頼できる機関と連携し対応していくことを伝える

(2) 保護者への対応

学校は、家庭やホームと連携して、速やかに被害児童生徒等のケアとサポートに努めなければなりません。保護者も傷ついていることを十分認識し、状況の説明や対応方法について、保護者に連絡するとともに、被害児童生徒等及び保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。

① **状況説明と対応方法の連絡**

- ・ 学校内で対応する教職員を伝える
- ・ 医療機関受診の必要性について伝える
→ 治療や必要な外傷があった場合、妊娠の可能性がある場合
- ・ 心と身体のケアの必要性と、専門機関への相談をすすめる
- ・ 警察に相談（被害届）する意思はあるか確認する
※警察に被害届を出すことに躊躇している場合や、医療機関が必要な場合は、
「性暴力被害ワンストップ支援センター」等に相談する

② **定期的な話し合い**

被害児童生徒等の回復には、保護者の関わりが大きく影響します。被害児童生徒等及び保護者の気持ちや家庭・ホームでの状況を把握しながら、保護者と定期的に話し合います。

- ・ 学校生活における配慮事項も徐々に変化するため、定期的に支援体制の見直しが必要
- ・ 不眠、食欲不振、集中できない、欠席が続くなどの状態であれば、医療機関の受診をすすめる
- ・ 安全な場所の確保・維持のため、不安・心配はないかなど聴き、対応を話し合う

(3) 加害行為が疑われる教職員等への対応

聴き取りにより加害事実が確定するまで、その教職員等は加害者と断定でき

ませんが、被害児童生徒等が心理的な圧迫を受けないためには、速やかに被害児童生徒等と加害が疑われる教職員等を分離します。

【加害行為が疑われる教職員等への聴き取りポイント】

- 1 複数の教職員で聴き取りを行い、守秘義務を遵守する
- 2 感情的に接しない。余談・偏見を持たず、客観的に事実を確認する
- 3 加害行為が疑われる者が事実を否認した場合、必要に応じて第三者からも情報を収集する。その際は、誰から情報を収集するかについて、被害児童生徒等の承認を得るようにする
- 4 情報提供者を加害行為が疑われる者には明かさない
- 5 内容の記録を必ず取り、加害行為が疑われる者に確認する
- 6 管理職は、教育委員会と速やかに連携をとりながら、加害行為が疑われる者へ事実確認と対応にあたる

(4) 中長期的対応

① **継続的な支援**

被害児童生徒等は、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷やその他の心身に対する影響が継続するため、本人や保護者と十分に時間をかけて相談の上、進級・進学時に引き継ぐことが大切です。

また、時間の経過によりトラウマ反応が見えにくくなります。何かのきっかけで不登校となったり、身体症状が出現したりして問題行動を起こすこともあります。適切なケアがされていれば、時間の経過とともに改善することもあります。長引くようであれば専門機関につなげます。

② **過去の被害について**

被害児童生徒等が過去の被害を打ち明けた場合、もしくは過去の経験が性被害であったかもしれないと思った場合は、被害初期の対応と同様に対応します。

③ **再発防止策の検討**

発生した性暴力等の事案について、発生原因及びその再発防止策について、関係機関と連携して再発防止策の検討を行います。

事象の要因や背景を分析し、学校における取り組むべき課題を明らかにし、再発防止のための対策を講じます。その際は、個人情報の保護に留意し、学校全体としての課題の共通理解を図ります。

④ **教職員に対する研修・意識啓発**

学校で働くすべての教職員等を対象に、発生した事案を踏まえた研修を

行い、児童生徒等を性暴力等の犠牲者にさせないという断固たる決意を共有し、わいせつ行為の根絶を図ります。

⑤ 児童生徒等への意識啓発

児童生徒等自身が、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、生命（いのち）の安全教育を継続的に実施し、意識啓発を行うことで、性暴力の未然防止を図ります。

- 1 未然防止の教育・啓発及び早期発見に努める
(発達指示的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応の充実)
- 2 被害を目撃した児童生徒等には、被害の詳細を伝えず、拡散しないように伝える（SNSへの注意が必要）
- 3 被害を目撃した児童生徒等以外には、被害の情報は伝えない
(二次被害の防止)

第5 学校における具体的な未然防止・早期発見の取組例

(1) 定期的なアンケートの実施

教職員への研修やチェックリスト（アンケート）、管理職からの綱紀の保持については、これまでも学校において行われてきましたが、それだけでは十分とはいえない現状があります。そのために、教職員等へのアプローチだけでなく、児童生徒もその意識をもつために、児童生徒に対してハラスメントに関する定期的なアンケートを実施します。

児童生徒への定期的なアンケートの実施自体が、教職員等への啓発になり、性暴力等の未然防止と早期発見につながります。アンケート実施の際には、タブレット端末等を活用し、児童生徒の回答は担当者しか閲覧できないようにするなど、個人情報保護の観点から、複数のチェック体制を構築する等の工夫が求められます。また、アンケートのみを実施するのではなく、授業とセットにし、児童生徒への指導や啓発も大切にします。

(2) 教育相談窓口の設置

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、性暴力等に対する相談窓口を各校に設置します。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談枠は、保護者等の相談で予約が埋まっていることも考えられるため、養護教諭や生徒指導主事、管理職等に対応することも必要です。その際には、複数での対応を基本とします。

また、学校に相談窓口が整備されていることを積極的に児童生徒等や保護者、教職員等に周知することで、アンケート同様、教職員等の意識向上につながり、性暴力等の未然防止や早期発見につながります。

ハラスメントに係るアンケート

島本町立 学校

このアンケートは、ハラスメントなどにより、心や体を傷つけられていないか、いやな思いをして困っていないか、人にはなかなか言えない悩みを抱えていないかどうかを確かめるものです。

このアンケートの回答は、担任の先生やクラブの顧問の先生は見ません。限られた先生しか見ませんので安心して答えてください。

★ 最近（今年の4月から今まで）のあなたの学校生活について、ふり返ってください。

1 身近な大人（親や学校の先生や近所の人など）から、何か言われたり、されたりしていやな思いをしたことがありますか。

ある → 質問2へ

ない

2 1で「ある」を選んだ人は質問に答えてください。

どんなことをされましたか。あてはまるものすべてを選んでください

たたかれたり、けられたりした

不安な気持ちになるようなことを言われた（「成績を下げるぞ」「行事（大会）に参加させないぞ」など）

怖さを感じる態度（ドアをわざとぎつく閉める、乱暴にものを置くなど）をとられた

性別によって決めつけるようなことを言われた（「男（女）のくせに…」「女（男）なんだから…」など）

個人的に、性に関することについて冗談を言われたり、性的な質問をされたりした

触られたくないのに、体を触られた（または触らされた）

その他 _____

ここには書きづらいので、直接信頼できる大人に伝えたい

学校には、ハラスメント等に関する相談窓口があります。

〇〇学校の相談窓口は、■■■です。

ハラスメント等に悩んでいたら、いつもでも相談してください。

※相談しやすい先生に相談してもよいです。

様式1

ハラスメント事象報告書

学 校 名			
発生・発覚日	令和 年 月 日 () に 発生・発覚		
場 所			
発見のきっかけ	① が発見 ② からの訴え ③ からの情報		
事案の態様	①暴力 ②脅し（成績、クラブ等）③乱暴な態度（威圧） ④性別による決めつけ（発言等） ⑤性的な発言や質問 ⑥身体接触 ⑦その他		
報 告 日	令和 年 月 日 ()	報告者	
事象の概要	<p>【発覚からの対応】</p>		
当面の措置	<p>① 被害児童生徒への対応</p> <p>② 被害児童生徒の保護者への対応</p> <p>③ 加害者への対応</p>		